

静岡県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第13号

静岡県財務規則の一部を改正する規則

静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 局長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）の規定により本庁に置かれた局（出納局を除く。以下「局」という。）の長、知事直轄組織総務課長、教育組織規則第6条第1項に規定する<u>理事（総括担当）</u>及び静岡県警察の組織に関する条例（昭和29年静岡県条例第28号）第2条に規定する総務部（以下「総務部」という。）の長をいう。</p> <p>(5)～(35) (略)</p> <p><u>（スポーツ・文化観光部スポーツ局におけるこの規則の適用）</u></p> <p>第2条の2 <u>スポーツ・文化観光部スポーツ局に属する本庁の課における支出負担行為、概算払及び前金払（以下「支出負担行為等」という。）並びに入札執行（重要又は異例な支出負担行為等及び入札執行を除く。）に係るこの規則の規定の適用については、第27条第2項（第33条の5第1項において準用する場合を含む。）、第33条の3第1項第1号及び別表第1の2中「部長」とあるのは、「スポーツ担当部長」とする。</u></p> <p>（健康福祉部感染症対策局におけるこの規則</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 局長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）の規定により本庁に置かれた局（出納局を除く。以下「局」という。）の長、知事直轄組織総務課長、教育組織規則第6条第1項に規定する<u>参事（政策管理担当）</u>、<u>同項に規定する参事（学校教育担当）</u>及び静岡県警察の組織に関する条例（昭和29年静岡県条例第28号）第2条に規定する総務部（以下「総務部」という。）の長をいう。</p> <p>(5)～(35) (略)</p> <p>（健康福祉部感染症対策局におけるこの規則</p>

の適用)

第2条の3 (略)

(経済産業部農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局におけるこの規則の適用)

第2条の4 (略)

(危機管理部及び出納局におけるこの規則の適用)

第2条の5 (略)

(人事課におけるこの規則の適用)

第2条の6 (略)

(地域福祉課におけるこの規則の適用)

第2条の7 (略)

(健康増進課におけるこの規則の適用)

第2条の8 健康福祉部健康局健康増進課における地域包括ケアの推進に関する事務に係るこの規則の規定の適用については、第32条第6項中「本庁の課長等」とあるのは「地域包括ケア推進室長」と、第33条の3第1項第3号中「本庁の課長」とあるのは「地域包括ケア推進室長」と、第79条第2項、第183条及び第198条第1項第1号中「本庁の課長等」とあるのは「地域包括ケア推進室長」と、別表第1の2中「本庁の課長」とあるのは「地域包括ケア推進室長」と、別表第2の2中「本庁の課長等」とあるのは「地域包括ケア推進室長」とする。

(技術調査課におけるこの規則の適用)

第2条の9 (略)

(契約)

第32条 (略)

2 (略)

3 第1項第4号の契約の期間は、5年以内とする。ただし、次の各号に掲げる契約の期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(3) (略)

の適用)

第2条の2 (略)

(経済産業部農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局におけるこの規則の適用)

第2条の3 (略)

(危機管理部及び出納局におけるこの規則の適用)

第2条の4 (略)

(人事課におけるこの規則の適用)

第2条の5 (略)

(地域福祉課におけるこの規則の適用)

第2条の6 (略)

(福祉長寿政策課におけるこの規則の適用)

第2条の7 健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課における地域包括ケアの推進に関する事務に係るこの規則の規定の適用については、第32条第6項中「本庁の課長等」とあるのは「地域包括ケア推進室長」と、第33条の3第1項第3号中「本庁の課長」とあるのは「地域包括ケア推進室長」と、第79条第2項、第183条及び第198条第1項第1号中「本庁の課長等」とあるのは「地域包括ケア推進室長」と、別表第1の2中「本庁の課長」とあるのは「地域包括ケア推進室長」と、別表第2の2中「本庁の課長等」とあるのは「地域包括ケア推進室長」とする。

(技術調査課におけるこの規則の適用)

第2条の8 (略)

(契約)

第32条 (略)

2 (略)

3 第1項第4号の契約(不動産を借りる契約を除く。次項において同じ。)の期間は、5年以内とする。ただし、次の各号に掲げる契約の期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(3) (略)

4～6 (略)

(入札書による入札)

第40条 入札を行う場合には、入札に参加しようとする者又はその代理人は、出頭して入札書を提出しなければならない。

2 (略)

(出納員の設置)

第71条 (略)

2～4 (略)

5 前項に規定するもののほか、財務事務所管理課に税務出納員を1人置くものとし、当該財務事務所長が命ずる。

6・7 (略)

別表第5 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部地域局、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、 <u>沼津技術専門学校</u> 、工科短期大学校沼津キャンパス、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所、伊東高等学校、伊東商業高等学校、熱海高等学校、伊豆総合高等学校、韮山高等学校、伊豆中央高等学校、田方農業高等学校、三島南高等学校、三島北高等学校、三島長陵高等学校、御殿場高等学

4～6 (略)

(入札書による入札)

第40条 入札を行う場合には、入札に参加しようとする者又はその代理人は、入札書を提出しなければならない。

2 (略)

(出納員の設置)

第71条 (略)

2～4 (略)

5 前項に規定するもののほか、財務事務所管理課及び沼津財務事務所自動車税課に税務出納員を1人置くものとし、当該財務事務所長が命ずる。

6・7 (略)

別表第5 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部地域局、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、 <u>工科短期大学校沼津キャンパス</u> 、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所、伊東高等学校、伊東商業高等学校、熱海高等学校、伊豆総合高等学校、韮山高等学校、伊豆中央高等学校、田方農業高等学校、三島南高等学校、三島北高等学校、三島長陵高等学校、御殿場高等学校、御殿場南高等学

	<p>校、御殿場南高等学校、小山高等学校、裾野高等学校、沼津東高等学校、沼津西高等学校、沼津城北高等学校、沼津工業高等学校、沼津商業高等学校、吉原高等学校、吉原工業高等学校、富士高等学校、富士東高等学校、富士宮東高等学校、富士宮北高等学校、富士宮西高等学校、富岳館高等学校、沼津視覚特別支援学校、沼津聴覚特別支援学校、東部特別支援学校、伊豆の国特別支援学校、御殿場特別支援学校、沼津特別支援学校、富士特別支援学校、大仁警察署、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署、富士宮警察署</p>		<p>校、小山高等学校、裾野高等学校、沼津東高等学校、沼津西高等学校、沼津城北高等学校、沼津工業高等学校、沼津商業高等学校、吉原高等学校、吉原工業高等学校、富士高等学校、富士東高等学校、富士宮東高等学校、富士宮北高等学校、富士宮西高等学校、富岳館高等学校、沼津視覚特別支援学校、沼津聴覚特別支援学校、東部特別支援学校、伊豆の国特別支援学校、御殿場特別支援学校、沼津特別支援学校、富士特別支援学校、大仁警察署、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署、富士宮警察署</p>
<p>中部出納室</p>	<p>消防学校、環境放射線監視センター、静岡財務事務所、藤枝財務事務所、中部地域局、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化財センター、中部健康福祉センター、女性相談センター、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、<u>清水技術専門校</u>、工科短期大学校、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、水産・海洋技術研究所、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津漁港管理事務所、御前崎港管理事務所、中央図書館、焼津青少年の家、清水南高等学校中等部、清水東高等学校、清水西高等学校、清水南高等学校、科学技術高等学校、静岡高等学校、静岡城北高等学校、静岡東高等学校、静岡西高等学校、駿河総合高等学</p>	<p>中部出納室</p>	<p>消防学校、環境放射線監視センター、静岡財務事務所、藤枝財務事務所、中部地域局、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化財センター、中部健康福祉センター、女性相談センター、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、工科短期大学校、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、水産・海洋技術研究所、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津漁港管理事務所、御前崎港管理事務所、中央図書館、焼津青少年の家、清水南高等学校中等部、清水東高等学校、清水西高等学校、清水南高等学校、科学技術高等学校、静岡高等学校、静岡城北高等学校、静岡東高等学校、静岡西高等学校、駿河総合高等学校、静岡農業高等学</p>

	<p>校、静岡農業高等学校、静岡商業高等学校、焼津中央高等学校、焼津水産高等学校、清流館高等学校、藤枝東高等学校、藤枝西高等学校、藤枝北高等学校、島田高等学校、島田工業高等学校、島田商業高等学校、金谷高等学校、川根高等学校、榛原高等学校、相良高等学校、静岡中央高等学校、清水特別支援学校、静岡視覚特別支援学校、静岡聴覚特別支援学校、静岡南部特別支援学校、静岡北特別支援学校、中央特別支援学校、藤枝特別支援学校、吉田特別支援学校、清水警察署、静岡中央警察署、静岡南警察署、藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、牧之原警察署</p>		<p>校、静岡商業高等学校、焼津中央高等学校、焼津水産高等学校、清流館高等学校、藤枝東高等学校、藤枝西高等学校、藤枝北高等学校、島田高等学校、島田工業高等学校、島田商業高等学校、金谷高等学校、川根高等学校、榛原高等学校、相良高等学校、静岡中央高等学校、清水特別支援学校、静岡視覚特別支援学校、静岡聴覚特別支援学校、静岡南部特別支援学校、静岡北特別支援学校、中央特別支援学校、藤枝特別支援学校、吉田特別支援学校、清水警察署、静岡中央警察署、静岡南警察署、藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、牧之原警察署</p>
<p>西部出納室</p>	<p>磐田財務事務所、浜松財務事務所、西部地域局、西部県民生活センター、西部健康福祉センター、三方原学園、磐田学園、食肉衛生検査所、動物管理指導センター、中遠農林事務所、西部農林事務所、浜松技術専門校、工業技術研究所浜松工業技術支援センター、農林技術研究所、農林技術研究所森林・林業研究センター、畜産技術研究所中小家畜研究センター、<u>農林大学校</u>、農林環境専門職大学、農林環境専門職大学短期大学部、袋井土木事務所、浜松土木事務所、静西教育事務所、総合教育センター、観音山少年自然の家、浜松西高等学校中等部、掛川東高等学校、掛川西高等学校、掛川工業高等学校、横須賀高等学校、池新田高等学校、小笠高等学校、遠江総合高等学校、袋井高等学校、袋井商業高等学校、磐田南高等学校、磐田北高等学校、磐田農業高等学校、磐田西高等学校、天竜高等学校、浜松北高等学校、浜松西高等学</p>	<p>西部出納室</p>	<p>磐田財務事務所、浜松財務事務所、西部地域局、西部県民生活センター、西部健康福祉センター、三方原学園、磐田学園、食肉衛生検査所、動物管理指導センター、中遠農林事務所、西部農林事務所、浜松技術専門校、工業技術研究所浜松工業技術支援センター、農林技術研究所、農林技術研究所森林・林業研究センター、畜産技術研究所中小家畜研究センター、農林環境専門職大学、農林環境専門職大学短期大学部、袋井土木事務所、浜松土木事務所、静西教育事務所、総合教育センター、観音山少年自然の家、浜松西高等学校中等部、掛川東高等学校、掛川西高等学校、掛川工業高等学校、横須賀高等学校、池新田高等学校、小笠高等学校、遠江総合高等学校、袋井高等学校、袋井商業高等学校、磐田南高等学校、磐田北高等学校、磐田農業高等学校、磐田西高等学校、天竜高等学校、浜松北高等学校、浜松西高等学校、浜松南</p>

校、浜松南高等学校、浜松湖東高等学校、浜松湖南高等学校、浜松江之島高等学校、浜松東高等学校、浜松大平台高等学校、浜松工業高等学校、浜松城北工業高等学校、浜松商業高等学校、浜名高等学校、浜北西高等学校、浜松湖北高等学校、新居高等学校、湖西高等学校、浜松視覚特別支援学校、浜松聴覚特別支援学校、掛川特別支援学校、袋井特別支援学校、浜北特別支援学校、天竜特別支援学校、浜松特別支援学校、西部特別支援学校、浜松みをつくし特別支援学校、浜名特別支援学校、菊川警察署、掛川警察署、袋井警察署、磐田警察署、天竜警察署、浜北警察署、浜松東警察署、浜松中央警察署、浜松西警察署、細江警察署、湖西警察署

高等学校、浜松湖東高等学校、浜松湖南高等学校、浜松江之島高等学校、浜松東高等学校、浜松大平台高等学校、浜松工業高等学校、浜松城北工業高等学校、浜松商業高等学校、浜名高等学校、浜北西高等学校、浜松湖北高等学校、新居高等学校、湖西高等学校、浜松視覚特別支援学校、浜松聴覚特別支援学校、掛川特別支援学校、袋井特別支援学校、浜北特別支援学校、天竜特別支援学校、浜松特別支援学校、西部特別支援学校、浜松みをつくし特別支援学校、浜名特別支援学校、菊川警察署、掛川警察署、袋井警察署、磐田警察署、天竜警察署、浜北警察署、浜松東警察署、浜松中央警察署、浜松西警察署、細江警察署、湖西警察署

別表第6 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部地域局、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、沼津技術専門学校、工科短期大学校沼津キャンパス、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静岡教育事務所
中部出納室	消防学校、環境放射線監視センター、静岡財務事務所、藤枝財務事務所、中部地

別表第6 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部地域局、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、工科短期大学校沼津キャンパス、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静岡教育事務所
中部出納室	消防学校、環境放射線監視センター、静岡財務事務所、藤枝財務事務所、中部地

	<p>域局、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化財センター、中部健康福祉センター、女性相談センター、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、<u>清水技術専門校</u>、工科短期大学校、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、水産・海洋技術研究所、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津漁港管理事務所、御前崎港管理事務所</p>		<p>域局、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化財センター、中部健康福祉センター、女性相談センター、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、工科短期大学校、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、水産・海洋技術研究所、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津漁港管理事務所、御前崎港管理事務所</p>
西部出納室	<p>磐田財務事務所、浜松財務事務所、西部地域局、西部県民生活センター、西部健康福祉センター、三方原学園、磐田学園、食肉衛生検査所、動物管理指導センター、中遠農林事務所、西部農林事務所、浜松技術専門校、工業技術研究所浜松工業技術支援センター、農林技術研究所、農林技術研究所森林・林業研究センター、畜産技術研究所中小家畜研究センター、<u>農林大学校</u>、農林環境専門職大学、農林環境専門職大学短期大学部、袋井土木事務所、浜松土木事務所</p>	西部出納室	<p>磐田財務事務所、浜松財務事務所、西部地域局、西部県民生活センター、西部健康福祉センター、三方原学園、磐田学園、食肉衛生検査所、動物管理指導センター、中遠農林事務所、西部農林事務所、浜松技術専門校、工業技術研究所浜松工業技術支援センター、農林技術研究所、農林技術研究所森林・林業研究センター、畜産技術研究所中小家畜研究センター、農林環境専門職大学、農林環境専門職大学短期大学部、袋井土木事務所、浜松土木事務所</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。